



巻頭言 —「ケア」からの政治の構想—

今日の社会の課題は多種多様ですが、「民主主義の危機」として捉えることもできます。しばしばこの巻頭言でも取り上げているアメリカにおいてトランプ政権がなぜ誕生し、どうしてあのような数々の蛮行が許容されているのでしょうか。翻って国政においても、たとえば凍結されたとはいえ、社会保障費・医療費を削減するという目的のために、がん治療などで医療費が高額になった場合に患者の負担を軽減するために設けられている「高額療養費制度」の自己負担の上限額を引き上げるという改“悪”案には、憤りを感じました。

社会保障制度は、個々人が被る自己責任を超えた社会的リスクを社会として緩和するための制度です。病気への対応は、その典型です。重い病気を使うことは、個人の責任ではありませんし、経済力により受けられる医療に差が生じる事態を私たちは「理不尽」と感じ、だからこそ医療保険制度を通じて、広く国民から保険料を徴収し、そこに税金も投入することで、公的な医療保険制度があるのです。にもかかわらず、社会保障費を抑制するという目的のために、患者の自己負担額を上げるという政策は、国家が患者の命を奪う愚行であり、断じて許されることではありません。一方で、政治資金が問題視されるなか、石破茂首相は自民党の衆院議員1期生との会食に際し、1人10万円の商品券を配っていたことが発覚しました。石破首相は「慰労のためで、『政治活動に使って』という意図は毛頭ない」として、「政治資金規正法に抵触しない」と強調したうえで、「政治資金収支報告書に記載する必要はない」との認識を示しています。しかし、政治資金規正法に違反しているかどうかという以前に、「慰労」のためとして1人に10万円を配るという感覚が常軌を逸しているのです。そして、生死の狭間で病気に苦しんでいる患者やその家族の苦しみなどに共感することもないでしょう。

兵庫県政においても、百条委員会に続いて第三者委員会も、斎藤知事による10件の言動を「パワハラにあたる」と認定するとともに、元播磨県民局長による告発は「公益通報に当たり、通報者探しを行ったことなどは公益通報者保護法違反」とであると指摘する報告書を公表しました。しかし、それを受けた知事は、「県政を前に進めることが私の責任で、改めるべきところは改める」と、この件が問題となった当初からの同じ答弁を繰り返しています。

そもそも政治とは何なのでしょう。強力なリーダーが巨大な権力のもとに大鉈を振ったり、政治家による悪政に庶民がそれに振り回されたりするような状況を政治というわ



けではありません。民主主義とは「民衆による支配」を原義として、「民衆であるすべての者が等しく、全体にかかわることを議論し、決定する政体」のことをいいます（岡野八代 2024『ケアの倫理—フェミニズムの政治思想—』岩波新書、252ページ）。

自分の人生や生活を他者に託す（≡自由から逃走する）のではなく、自らの側に手繰り寄せ、自らの人生を自らの足で歩いていくことができる社会へと変えていくことが求められています。その際、「ケア」の観点から政治や民主主義について考えることで見えてくる新たな地平があります。政治哲学ではフェミニズムの運動を通じて、「正義の論理」に対して「ケアの倫理」を対置させ、二項対立的な論争が繰り広げられてきました。確かに政治の世界からケアの領域を排除し、ケアを私事の領域に封じ込め、ケアされることを必然とした人間の存在を不可視化してきたといえます。社会生活においては、理性的な市民が権利を自覚し、自律的に社会生活を営み、正義を追求することがよしとされます。しかし、そうした市民になっていくためには、だれかが子どもにその共同体に共有されている価値や義務を伝え、「体得」できるように愛情を注ぎながら保護し、養育し、教育していかなければなりません（岡野、144-145ページ）。また、権利を主張し、自らの権利を追求すれば、歴史が証明しているように今日の世界情勢を見ても、対立し敵対する勢力への支配欲を掻き立てるような事態に陥ります。だからこそ、「抑圧するな、不公平な仕方では権力を行使するな、他者を利用するな」といった正義の倫理は、「見捨てるな、配慮もなく行為するな、無視するな」というケアの倫理とともにあることで、はじめて命が吹き込まれるといえます（岡野、156ページ）。「競争ではなく共有を、妥協ではなく共同を、かけひきではなく協力」（299ページ）といったケアの倫理が根づくような社会を構想していく必要があるといえます。 KCD ラボ代表 松端 克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：包括的な支援体制の整備 (7)

◆地域福祉の政策化

地域福祉の概念は多義的であるが、地域福祉を論じる場合には、住民参加や住民主体、あるいは住民自治の観点が必要であり、ネットワークや連携、協働、さらには生活の共同化といった側面が重視される。高齢者のふれあいいきいきサロンやこども食堂などが代表的な活動である。そうした地域福祉活動の主体として活躍している民生委員は、民生委員法に規定されており、児童福祉法に規定される児童委員も兼ねている。民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、特別職の地方公務員としての身分であり、活動費は支給されるが無報酬である。したがって、制度に規定されるボランティアというような仕組みになっている。また、ボランティアな活動でありながらも、活動主体が NPO 法人（特定非営利活動法人）格を取得して、行政からの補助を得て、こども食堂などの活動をしている場合もある。こうしたことをふまえると、地域福祉が福祉関連の法制度と無縁であるということはないし、むしろ福祉政策の影響を受けながら展開してきたといえる。

しかし、2000 年の社会福祉法の改正において、第 4 条に「地域における社会福祉」を「地域福祉」とするということかたちではじめて法律用語として用いられ、同時に市町村における「地域福祉計画」、都道府県における「地域福祉支援計画」の規定も設けられたことで、地域福祉が行政においても計画的に推進すべき課題として捉えられるようになった。もっとも、この法規定より先に先行的な自治体において、地域福祉計画が策定されていたということにも留意しておく必要がある。たとえば神戸市では、1977 年に「神戸市民の福祉をまもる条例」が制定されており、それに基づいて今日でいうところの地域福祉計画である「市民福祉総合計画」が策定されている。このように社会福祉法による規定以前に、先駆的な自治体では地域福祉計画が策定されており、こうした観点からも、地域福祉が住民・民間による自発的な社会福祉と同義ではないということをふまえておくことも重要である。

話を戻すと、2000 年の社会福祉法改正において、地域福祉が法的に位置づけられ、市町村において地域福祉計画の策定が進められるようになった。こうした状況を「地域福祉の政策化」と捉えることができる。この年の 4 月には 1997 年に成立した介護保険法が施行されているが、同法の改正により 2006 年度には全国の市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられるようになった。同センターは、介護保険法に基づくため高齢者を対象としてはいるものの、地域福祉的な取り組みでもある総合相談や住民参加による介護予防を通じて地域づくりを推進してきている。

また、2011 年の同法改正において、市町村において「地域包括ケアシステム」の推進が位置づけられた。これは団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「介護」「医療」「介護予防」「住まい」「生活支援サービス」が一体的に提供される仕組みを構築するということで、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供

される日常生活圏域としての中学校区が想定されている。

また、2013 年に成立し、2015 年度より施行されている生活困窮者自立支援法も総合相談や経済的困窮のみならず社会的孤立も対象として、就労支援や子どもの学習支援などを支援のプログラムとするなど、地域福祉的な側面が強いといえる。そして、同法とも関連するが、複合多問題や制度の狭間の問題への対応などを課題として、2017 年と 2020 年の 2 度の社会福祉法の改正を通じて市町村には包括的支援体制づくりが求められるようになるのだが、近年こうした状況は「地域福祉の政策化」と評される傾向にある。

◆政策的に地域に期待される「制度の狭間」への対応

このシリーズでも取り上げてきたが、包括的支援体制づくりが求められる背景には、「8050 問題」に象徴されるような「制度の狭間」あるいは「複合多問題」とされる問題への対応がある。この場合、文脈上、「制度の狭間」の問題とされてることから、「制度では対応できない」ということを含意している。そして、そうした課題に地域で対応するということは、「資源開発」と称されることもあるが、住民による福祉活動、ボランティア、NPO の活動でカバーすることが期待されているのである。

確かに暮らしのなかで生じてくるさまざまな生活課題を、地域において住民同士が支え合う活動を通じて解決していくとすれば、そのことは一般には好意的に受けとめられる。たとえば、お母さんが買い物に行ったり、通院しているあいだ、隣の家の子どもを預かることができるようなコミュニティは、子育て支援の機能を備えているともいえる。そして、そうしたコミュニティは、“理想”的なコミュニティとして、注目を集めることになる。

しかし、局所的にそうしたコミュニティが存在していることがあっても、通常はコミュニティがそうした機能を十分に果たしてきたわけではない。1970 年前後の時期からコミュニティの再生を課題としたコミュニティ政策がとられ、コミュニティセンターを設置したり、まちづくり協議会づくりなどを通じて、さまざまな課題の解決を地域に求めるという状況が今日に至るまで続いている。こうしたコミュニティへの過剰な期待は、「コミュニティ・インフレーション」(吉原直樹 2011『コミュニティ・スタディーズ』作品社)と揶揄されることもあるのだが、たとえば低下し続ける自治会加入率、役員を引き受ける住民がいなかったり解散せざるを得ない子供会や老人会、あるいは地域の祭りの廃止などは、改善されることなく、むしろ少子高齢化のもと拍車がかかっている状況をみただけでも、コミュニティへの期待がいかにか空回りしているのかということがわかる。

こうしたことをふまえると、「制度の狭間」の問題の解決を、「地域」に、あるいは「住民による福祉活動」に期待するということがいかに無責任で、実態を伴っていないのかということを確認することができる。包括的支援体制づくりをひとつの核として進められるいわゆる「地域福祉の政策化」は、まさに「地域福祉インフレーション」とでもいうべき事態に陥っているということの言い換えであり、そうした事態を反省的・自覚的に捉え返すことが必要なのである。

◆生活保障システムの機能不全

社会福祉は、単なる支援のための理論や方法ではない。“社会”がついているように、社会的な課題に対する、社会的な取り組みであり、社会的な連帯に基づく取り組みなのである。この社会的連帯は、大きくは「人称的（記名的）連帯」と「非人称的（非記名的）連帯」のと2つに分けることができる（齋藤純一・谷澤正嗣 2023『公共哲学入門』NHK出版）。人称的連帯とは、家族・親族や友人・知人、地縁関係など、親密圏を形成している顔見知りの関係のなかでの連帯である。一方、非人称的連帯とは、公共圏である見知らぬ他者のあいだで形成される連帯である。広く国民から税金や社会保険料を徴収し、それを財源として形成される社会保障制度は、その典型である。経済的に困窮した場合、一定の条件を満たせば生活保護制度に基づき保護費が給付される。それは憲法第25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利、すなわち「生存権」に基づき、権利として請求できるものであり、国には国民の生活を保障する責任がある。

したがって、生活保護受給者は支援にあたる生活保護ケースワーカーのお世話になっているわけではないし、またワーカーのほうも「私が世話をしてあげている」わけでもないのである。そのワーカーは、業務を遂行しているのであって、個人的な関係に基づき、たとえば「かわいそう」だからお世話しているわけではないのである。

こうしたことをふまえると、「制度の狭間」の問題への対応を地域（より具体的には、地域における住民の福祉活動）に求めることをひとつの柱としている「地域福祉の政策化」の問題点を顕在化させることができる。たとえば、ヤングケアラー状態の世帯の状況を「制度の狭間」の問題だとして、制度的な対応ができないと捉え、そのために民生委員や近隣の地域住民が家事や看病のお手伝いをする中で、子どもの「ケア」の負担を軽減しているような場合、それは子どもにとってはありがたいことではあるが、人称的・記名的関係のなかで「お世話」を受けることになる。つまり、顔見知りの他者の「恩恵」や「善意」に頼ることになり、そのことは支配や抑圧の関係の温床にもなり得るのである。

したがって、ここで問うべきことは、本来であれば権利としてその対応を要求すべき社会的問題が、あたかも制度での対応がおよばない個人的な不幸として、地域住民による「恩恵」や「善意」に頼らなければ対応できない私的な問題であるかのように捉えられていないのか、ということなのである。本来、権利として制度的に満足されるべきニーズが、制度的に対応されことなく、他者の恣意的な善意に頼るしかない状況に置かれているとすれば、それは権利侵害にあたる。また、地域での取り組みに依存するということは、ある地域では住民の活動により満たされるが、別の地域では満たされないといった不公平な状況も生じさせることになる。つまり、地域福祉や包括的支援体制の名のもとで、構造的に不平等を産出しているのである。

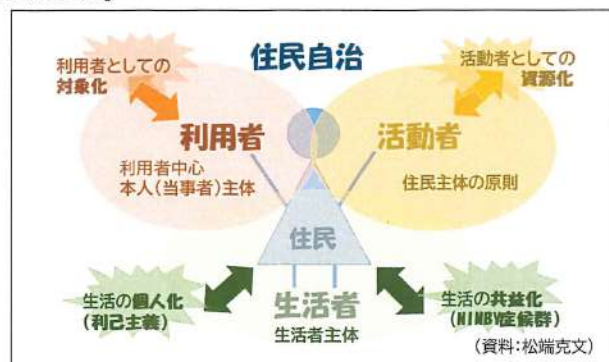
こうしたことをふまえると、「地域福祉の政策化」のいくつかの課題を確認することができる。そもそも「政策」というのであれば、公共的な対応を権利として要求できる課題・ニ

ーズを明確にする必要がある。そして、そうした課題・ニーズが、自治体においてどれくらいあり、仮に包括的支援体制をつくることで、あるいは重層的支援体制整備事業を実施することで、どの程度そうした課題が解決されたのか、ニーズが充足されたのか、ということを検証する取り組みがなければならない。そうしたことに一切言及することなく、「地域福祉の政策化」として、包括的支援体制づくりなどの政策を解説しているだけでは、いささか能天気すぎる。

◆住民の自治

そこで、こうした状況をいくらかでも克服していくためには、社会福祉や地域福祉の理論に立ち返って検討し直してみることが必要である。地域福祉という文脈からすれば、「住民自治」の観点から、「地域福祉の政策化」といわれるような状況を批判的に検証することが求められる。

住民自治の概念を図示すると次のようになる。私たちは、常にどこかの地域の住民である。つまり、地域において生活する主体である（生活者）。社会福祉は、生活していくうえで困難な状況に置かれた人を支援する取り組みの総称であるが、私たちは状況次第で社会福祉による支援を必要とする立場になる。固定的に社会福祉の対象者がいるのではなく、この「状況次第」という観点がポイントである。また、私たちは状況次第で、福祉の活動者、支援の提供者にもなり得る。こうした状況と主体の概念を掛け合わせると、前者は「利用者主体」や「本人（当事者）主体」ということになるし、後者は「活動主体」、あるいは（狭い意味での）「住民主体」ということになり、こうした地域での住民によるボランタリーな活動が大切にすべきこととして「住民主体の原則」が重視されてきた。



さて、こうした概念の枠組みをふまえると、「地域福祉の政策化」という場合、住民による自発的な福祉活動を法制度に基づくサービスを代替するものとして捉えていることに気づく。すなわち、住民による福祉活動が「資源化」されているのである。また、福祉的な支援を必要とする状態に置かれると、常に支援の対象者として「対象化」され得るし、生活者であるといえども今日では連帯する機会が失われ「個人化」とするとともにややもすると私的利害を重視し、住民が力を合わせてグループホーム建設反対運動に興じるなど、公共的課題が「共益的な関心」へと矮小化しやすくなるのである。このように「住民自治」という観点からの批判的な検証を通じて、私たちが自治的な生活を営むことができる社会を構築していくための方途を探ることが求められるのである。

KCD ラボ代表 松端 克文
(武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授)

*毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 発達を考える⑫

～「負けるのが嫌だけど…最後までする」～

このシリーズも最後となりました。今回は、白石正久先生・白石恵理子先生ご夫妻による『発達のなかの煌(きら)めき』第9回 (<https://www.nginet.or.jp/posts/news45.html>) より、「3次元形成期」をテーマにします。白石先生たちは田中正人先生の提唱する発達論をわかりやすく説明してくれます。

◆エピソード「勝てないから、もうしない！」

筆者の孫はタカラトミーから販売されている『人生ゲーム』で遊ぶのが大好きです。写真は、筆者と一緒に『人生ゲーム ゴールデンドリーム』を用意している様子です。



歴史のあるボードゲームなので、ご存知の方も多いと思います。日常生活や職業など人生の出来事に関連したイベントマスを進めながら、お金や資産を集め、最終的に億万長者を目指すすごろくゲームです。孫のお気に入りには『人生ゲーム ゴールデンドリーム』です。黄金の島“ゴールデンアイランド”に行けるマスに止まると、メインのゲーム盤から“ゴールデンアイランド”に移動し、お宝(50種類)が獲得できます。ゲームに使用のお金はお札で、1000ドルから100万ドルの7種類あり、札ごとに色が決まっています。100万ドル札は、子どもの大好きな金ピカです。

小学校入学前にゲームをし始めたころは、勝てないと大騒ぎでした。計算ができるようになると、途中で参加者の持ち金を計算し、「勝てないから、もうしない！」とゲームを投げ出そうとしました。

◆発達の節目(3次元形成期)とゲームが楽しめるために

このエピソードを、先述した『発達のなかの煌(きら)めき』にある田中昌人の「可逆操作の高次化における階層・段階理論」による発達の節目(3次元形成期)で考えてみます。

発達の節目は3つあります。最初の節目は、2歳前後の「～ではない、～だ」の「行きつ戻りつできる力」2つの違いがわかる1次元可逆操作期で、対の世界が成立します。2つめの節目は、4歳過ぎでの「～しながら、～する」の「2つのことを同時にできる力」2つの異なる動作をひとつにまとめあげることができる2次元可逆操作期です。この時期には「嫌だけど、我慢する」の力、自制心がめばえてきます。3つめの節目は、6歳前後の「～だけれども、～する」が理解でき、それに従って行動できる3つの関係から「2つが統一」され、自制できる力をつける3次元形成期です。エピソードはこの自制心の未熟さ、つまり3次元形成期の課題といえます。

また、この発達理論を元に、ゲームが楽しめるようになる段階を紐解いてみます。まずは、勝ち負け(2つ)の違いがわかることが前提です。勝つおもしろさがわかり、勝ちたいという気持ちが生じます。反面、勝てないと悔しさでいっぱいになり大騒ぎしてしまいます。次の段階では、勝つためにどうすればいいか考え、そのための技や行動を身につけます。必要なスキルを獲得しようと努力することもあれば、ズルをして勝とうとすることもあるでしょう。そうした自分の行為がゲームの楽しさを倍増させたり逆に白けさせたりすることを体験のなかで理解していきます。ゲームを繰り返すなかで、自己の行動を調整しようとし、自制心が徐々に育ち、一緒にゲームが楽しめるようになるのではないのでしょうか。

◆エピソード後の変遷

『人生ゲーム』に自分のすべてを賭けるようなエネルギーで向かう孫の姿は、ゲームの名前通り、毎回まるで人生そのものを投影しているかの如く喜怒哀楽が交錯する連続でした。担任の先生や周囲の友達に『人生ゲーム』で算数が得意になった」というぐらい、勝つための計算スキルを身につけました。給料の金額と給料のマス数を掛け合わせ、どの職業が最終的に一番有利かや、お宝カードを何枚取ると勝てるかとお宝カードの取り方を考えるようになりました。

事前に作戦を立てても、ルーレットで思い通りの数が出ない、なりたい職業になれない、欲しいお宝カードが取れないなどがあると、「(負けたくないから) もうしない！」と途中で投げ出そうとすることも度々です。ゲームを始める前に「ゲームに負けて暴れたり、途中でやめるって言われたりしたら、おもしろくないな。もう一緒にやりたくなくなる」と伝え、負けても我慢をしようとしたり、ふてくされ不嫌嫌な態度で最後までやろうとしたりするようになりました。その都度、「負けても暴れないで我慢したのはすごい」「最後までやろうとするのは、立派」と祖母(私の妻)に励ましの声をもらい、気持ちをもち直していました。

やがて、「勝つこともあれば、負けることもある。次、がんばる」と言って、負けたゲームについては、なぜ負けたのかを自分なりに反省し、次へのゲームに備えようとする姿に変わっていきました。また、ゲームの途中で負けそうになっても、残りのイベントマスのどこに止まれば逆転のチャンスがあるか、ほかのプレイヤーがどの支払うイベントマスに止まれば、所持金が少なくなり、自分が逆転する可能性があるかを探るなどし、最後までするのがあたり前になりました。

◆負けを受け入れるようになるための支援

3次元形成期の課題を乗り越えていくエピソードとして、負けを受け入れる例をあげました。子どもが負けを受け入れられるようになるための大人の支援を最後にまとめます。大騒ぎされないようかわかる大人がわざと負けると、負けたときの気持ちの切り替えを学ぶチャンスを失ってしまいます。「負けてもう1回する、最後まで我慢してする」気持ちの立ち直り経験を積むことが大切です。そのときに、ルールは曲げず、本人が「負け」の悔しさを受け入れられるように、そばで大人が「負けて悔しいね」と寄り添うことが重要です。

(連カン室 高畑 英樹)

シリーズ 強度行動障害支援 超実践⑩

～〇〇のあり方ってどうなん？～

◆令和6年度強度行動障害 SV 養成事業実践報告会

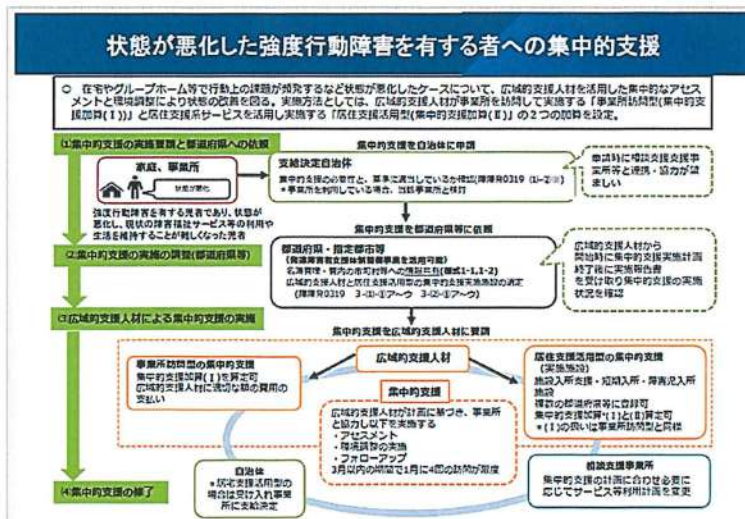
3月4日(火)兵庫県福祉センターにて、今年度のSV養成事業(以下、SV事業)実践報告会が開催されました。今年度より10拠点になりましたが、発表時間の都合上、7拠点の報告となりました。一つひとつの事例報告に支援者の思いや悩み、失敗したこと、上手くいったこと、実際の支援方法など、実践のすべてが詰まった報告会になったと思います。

当法人はSV事業の3年間の養成期間を修了し、遠山さんと私は、筆記試験とインターンを終えて無事SV認定(=広域的支援人材)を受けることになりました。今後は、いままでは違う形でSV事業にかかわることになります。

モデル事業所としてこの事業に取り組んだ年数を含めると、5年の歩みがありました。長いとも感じていなかったのですが、思い返すといろいろなことがありました。それぞれの拠点と並んで立つことができるようにと、切磋琢磨した本当に必死な5年間でした(笑)。個人的には、今年度養成期間を修了したことはとても感慨深いです。これからは、SV認定者として兵庫県下、県域をまたいだ広域的な動きが求められると思います。

◆SV認定者(=広域的支援人材)の今後のあり方

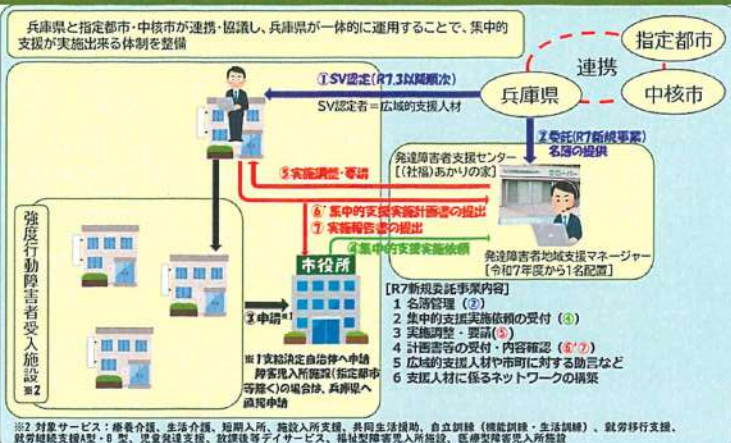
では広域的支援人材の実際の動きとはなにか？少し紹介したいと思います。まだまだ運用における調整が必要ですが、先日行われた実践報告会での行政説明、事業説明の際に、厚生労働省の山根調整官、兵庫県障害福祉課身体・知的障害福祉班の大場班長がイメージとして下記の図を示していました。



『令和6年度強度行動障害SV養成事業実践報告会資料IV今後の県の強度行動障害者施策より』
有する者への集中的支援より

強度行動障害を有する児者が現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することがむずかしくなった(状態が悪化した)場合、家庭や事業所より申請があれば、自治体による集中支援の支給決定後、都道府県・指定都市等より広域的支援人材に集中支援を要請する、というイメージです。兵庫県は、(福)あかりの家が取り組んでいた強度行動障害地域生活支援事業、SV養成事業を通してここからさらに具体的なイメージがあります。

強度行動障害 集中的支援の実施にかかる事務手続き(イメージ)



『令和6年度強度行動障害SV養成事業実践報告会資料IV今後の県の強度行動障害者施策より』

兵庫県においては、(福)あかりの家に配置した発達障害者地域支援マネージャーの派遣調整のもと要請を受けたSV認定者は、広域的支援人材としてコンサルティング形式の集中支援を実施します。これはいまのところ兵庫県だけの極めて先駆的なスキームとなっています。

◆超実践!～〇〇ってなんでなん?を考える～

前回、遠山さんよりつないでもらった『確認が多いご利用者』Aさんについて大喜利(行動の背景を考える)をしてみようと思います。Aさんに提示しているカレンダーに帰宅する日をイラストと文字で示しているのに、なぜ確認が多いのか氷山モデルで考えてみましょう。「何度も確認する」というのは見えている課題です。その背景に隠れている「かもしれない」を整理してみます。

- ・提示されている文字やイラストではわかりにくい「かもしれない」
- ・カレンダーがわかりにくい「かもしれない」
- ・必要な情報が示されていない「かもしれない」
- ・確認への返答が統一されていないので混乱している「かもしれない」
- ・提示しているのにカレンダーを見ていない「かもしれない」
- ・グループホームと通所施設でなんらかのルールが違い混乱している「かもしれない」
- ・Aさんの確認したいことと返答がマッチしていない「かもしれない」
- ・いつ、どこで、だれが、が示されていないので確認したい「かもしれない」
- ・『概ね週末帰宅』のルールがわかりにくい「かもしれない」

まだまだありますが、このように少し考えただけでもたくさんの「かもしれない」という可能性があります。大事なのは見えている課題へのアプローチではなく、背景にある「かもしれない」に対する「支援」です。特に多くのご利用者にとって帰宅は、「自分以外のだれかが決める」ことになっていることが多いです。自分の生活に大きな影響があるのに自分以外のだれかが勝手に決めるなんて、普通は確認したくもありません。そのようなあたり前の心情を前提に、ASDの三つ組みを抱えるAさんにとって「見てわかる」配慮(=合理的配慮)は、なにが最善かを考えることが大切です。

(よろこび荘 大谷 健太)

ちょっといいですか？大西ですけど…

—いい「人」になる—

◆いい人との出会い

まもなく新年度です。この時期は一年のなかで一番「人」が動くときです。職員の退職、就(入)職、異動等、また、ご利用者も同じく、退所(卒園)、入所(入園)等、法人や施設では「人」の出入りが頻発します。どの法人や施設でも人事担当の職員やご利用者の入退所担当の職員が、慌ただしく動きまわっていることだと思います。

多くの施設では、年度の初めに職員の入れ替わりがあります。どのような人が自分の施設に入ってくるのか、今いる職員にとっては極めて関心の高い事柄ですね。逆に、新しく就職する職員にとっても、そこにはどのような職員がいるのかが、ちょっと不安材料だったりします。人によっては、仕事内容よりも、施設の雰囲気や人間関係が気になってしまうこともあるかと思いますが、一般的に、「いい人」が入ってきてくれることや、「いい人」と出会うことを期待するものです。

では、福祉業界における「いい人」とは、どのような人なのでしょう？これはなかなか定義がむずかしくて、個々人の主観によるところが大きいかと思いますが、私自身は、障害のある方(施設であればご利用者)を「人」として尊重できる人ではないかと思っています。これは、その人(施設であれば職員)の「価値観」や「障害観」になっている部分ともいえます。

◆言動を見直す

そのような個々人の障害観や価値観は、目には見えませんがその人の言動に現れます。障害のある方々に対して、正しい言葉、やさしい言葉、良識のある言葉で会話ができているか、節度をもっていねいに対応できているか、謙虚な態度で支援できているか…、その人の言動を見れば、その人の障害観や価値観がわかります。ここを抜きにして、権利擁護やら人権尊重やら、いくらきれいごとを並べたところで説得力は出てきません。正しい障害観や価値観を抜きにして、知識や技術だけを積みあげていけば、結果として、時間内に仕事を終わらせることが専門性であるというような勘違いを創り出します。さらに、その間違った専門性を誇示しようと、強制力をもった言動で障害のある方を支配していこうとします。言葉ひとつが命取りです。私たち職員は、親でもなければ、家族でもありません。ご利用者とは、親しい間柄になっても、「なれなれしい」間柄になってはいけないのだと思います。親しい間柄は、信頼関係へと発展しますが、なれなれしい間柄は、支配関係を創り出していきます。そのような観点をもって、福祉人としての正しい接遇マナーを身につけていくことが必要なのだと思います。(大)

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、2024年の9月から67年目に入りました。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会のホームページ リニューアルしました

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel : 078(981)7271

Fax : 078(981)0825

HP : <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcdlab@youkikai.or.jp

